

派遣所の設置及び運用要綱

平成17年 3月29日

地 第 309号

警 察 本 部 長

派遣所の設置及び運用要綱の制定について（通達）

埼玉県地域警察運営規程の一部を改正する訓令（平成17年埼玉県警察本部訓令第16号）の施行に伴い、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成17年4月1日から実施するので、誤りがないようにされたい。

別添

派遣所の設置及び運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県地域警察運営規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第51号。以下「規程」という。）第17条の規定により派遣所の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

- 1 派遣所は、交番の所管区における事件・事故の発生状況、人口、交通事情等の実態及び管轄する交番との距離関係を勘案し、必要と認められる場合に、駅前、住宅団地等に設置するものとする。
- 2 派遣所は、派遣所の所属及び名称（別表）のとおり設置する。
- 3 警察署長は、派遣所を新たに設置し、廃止し、移転し、又は改築する場合は、次に掲げる事項を付して警察本部長に上申するものとする。
 - (1) 設置、廃止、移転又は改築の理由
 - (2) 名称及び位置（管内地図を添付すること。）
 - (3) 土地及び建物の面積及び所有者
 - (4) 警察署及び当該派遣所を管轄する交番（以下「本交番」という。）との距離
 - (5) その他参考事項

第3 名称の表示等

派遣所には名称を表示し、赤色灯及び緊急通報装置運用要領（昭和62年埼例規第14号・外・通指）に規定する緊急電話機を設置するものとする。

第4 運用

派遣所は、次により運用するものとする。

- 1 規程第34条第4項の規定により警ら要点に指定すること。
- 2 本交番に配置されている交番相談員を派遣所に派遣して活動させるほか、朝夕の通勤・通学時間帯、祭礼、その他必要な時には、本交番の地域警察官を派遣して活動させること。
- 3 派遣された地域警察官は、立番又は駐留警戒を実施すること。
- 4 交番相談員が活動している時間帯には、本交番の地域警察官を原則として1回以上派遣所に立寄り警戒させること。
- 5 本交番の地域警察官は、派遣所で活動する交番相談員から事件・事故の届出の通報、諸

願届の受理に伴う連絡等を受けたときは、速やかに派遣所に赴き処理すること。

実施日

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日(平成18年3月28日地第308号)

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

実施日(平成24年2月24日地第213号)

この通達は、平成24年3月2日から実施する。

実施日(平成25年2月7日地第136号)

この通達は、平成25年2月8日から実施する。

実施日(令和3年3月19日地総第223号)

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第2関係）

派遣所の所属及び名称

所 属	名 称
川 口 警 察 署	川 口 駅 前 交 番 西 口 派 遣 所
川 越 警 察 署	霞ヶ関駅 前 交 番 川 鶴 派 遣 所
	南 大 塚 駅 前 交 番 福 原 派 遣 所
東 入 間 警 察 署	み ず ほ 台 交 番 水 谷 派 遣 所
狭 山 警 察 署	入 間 市 駅 前 交 番 豊 岡 派 遣 所
東 松 山 警 察 署	高 坂 駅 前 交 番 高 坂 西 派 遣 所
熊 谷 警 察 署	熊 谷 駅 前 交 番 南 口 派 遣 所
久 喜 警 察 署	久 喜 駅 東 口 交 番 太 田 派 遣 所

（注）名称には、本交番の名称を冠するものとする。